

平成18年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成18年9月28日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長請願報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明
- 追加日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 発議案上程
- 追加日程第 6 提案理由の説明
- 追加日程第 7 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（25名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
23番	鈴木正道	24番	神子功
26番	林一哉		

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事務部長	今井和夫
総務課長	増田雅男	秘書広報課長	野口徳和
企画課長	加瀬正彦	財政課長	高埜英俊
税務課長	江ヶ崎純敏	市民課長	林久男
環境課長	小長谷博	保険年金課長	増田富雄
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課長	遠藤純夫
高齢者福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一

都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	宮本英一
消防長	佐藤眞一	水道課長	堀川茂博
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	花香寛源	監査委員 監事務局長	平野哲也
農業委員会 事務局長	小田雄治	飯岡荘支配人	野口國男
病院經理課長	鎚木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時44分

議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は25名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 決算審査特別委員長報告

議長（鈴木正道） 議案第1号から議案第22号までと議案第24号の23議案及び請願第4号から請願第6号までの請願3件を一括議題といたします。

日程第1、決算審査特別委員長報告。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 林 俊介 登壇）

決算審査特別委員長（林 俊介） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認

定について、議案第 8 号、平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第 9 号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての 9 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 9 月15日、19日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第 1 号についての主な質疑 5 点について申し上げます。

1 点目として、歳入の固定資産税現年課税分の不納欠損額が125万8,792円あるが、なぜ現年分が不納欠損されたのか。また、差し押さえ等の措置が遅くなったことで発生した不納欠損はあるのかとの質疑では、現年分の不納欠損の原因については、会社が倒産して法人が解散になると納税義務者が消滅することになるが、解散するまでのその現年度分は課税しているので、その分を不納欠損処理したものである。また、差し押さえが遅れて不納欠損処理したのではなく、今回の対象は、平成12年度までの滞納で 5 年時効になったものであり、結局調べても差し押さえる財産が無かったために、結果として時効の中断ができなかったものであるとの答弁がありました。

次に 2 点目として、歳入の市営住宅使用料の収入未済額がかなり大きくなっているが、その理由は何か。また、住宅に入居する際、保証人をつけると思うが、支払いの交渉はしているのかとの質疑では、住宅使用料については、時効がないことから累積で残っているが、今後どのような形で処理するかが課題ということで研究をしている。また、保証人の方から支払ってもらえるようお願いはしているが、思うようにはいかないとの答弁がありました。

次に 3 点目として、工事、業務委託、物品の購入などの予定価格に対する落札率はどのくらいかとの質疑では、建設工事は平均で95.7%、業務委託が平均で90.5%、物品の購入が平均で92.4%となり、市全体の平均落札率は94.0%である。今後は、予定価格の設定や一般競争入札の取り入れ、また平成22年ころを目途に電子入札というようなことも研究しているので、関係課と協議して入札方法の改善をしていきたいとの答弁がありました。

次に 4 点目として、基本健康診査事業の効果として早期発見ということが大前提だと思うが、早期発見というのはどの程度あったのかとの質疑では、基本健診で約 1 万2,000人程度の受診者があるが、27項目程度の検査を行って、異常なしが 3 割から 3 割 5 分程度で、残りの 6 割 5 分から 7 割については、どこかに異常があるという結果が出ている。その結果の報告とともに、深刻な方に対しては保健師や栄養士から個別に指導をしているとの答弁があり

ました。

最後に5点目として、中学校耐震診断調査事業で実施した結果内容と今後の対応について検討されているのかとの質疑では、旭市立第二中学校の耐震診断を実施いたしました。体育館については、二次診断を実施してその結果、計数的には耐震補強に値しない、改築が必要であるという報告を受けている。また、北と南の校舎については、一次診断ということで基礎的な診断を行い、その結果、北校舎については極端に強度が低いので改築が必要となる。また南校舎については、若干強度的にはあるが、建物が昭和35年から38年にかけて整備した校舎であるので、強度がある程度確保できても耐震補強でよいのかどうか、二次診断を実施してより詳細に調査を行う予定である。今後の整備については、すべての耐震診断の結果をもとに全体的なかたちで決定をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

国民健康保険税の17年度の収納率が89.1%と若干下がっているが、近隣の状況はどうなっているのかとの質疑では、県内の平均徴収率は88.1%で、県内36市の平均より1ポイントほど高く、近隣においても銚子市が86.3%、匝瑳市が88.8%で高い状況にあるとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

介護の認定調査費の賃金と委託料の内容はどうなっているのかとの質疑では、賃金については、認定調査員が申請者の方に出向いて調査を行うもので、現在、認定調査員の資格を持っている職員と関係課の保健師にお願いしているが、間に合わない状況にあるので、民間の方で資格を持っている方をお願いするときの賃金であり、1件当たり4,000円と嘱託員に1日9,400円、半日4,800円の賃金である。また、委託料については、施設に調査員がおり、そこをお願いする際のものであるとの答弁がありました。

次に、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

水道の給水内訳に有収率と無収率とあるが、無収率については、消防関係などで使用した水量に対するものなのか。また、旧1市3町の給水管の接続については今後どのような見通しであるのかとの質疑では、無収率については、漏水、火災、消火栓の点検、末端の停滞水の解消のための措置である。また、旧1市3町の給水管の接続については、整備計画あるいは基本計画を作成しており、その中でループ化を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、病院建設工事や医療機器の購入についての契約方法はどうかと

の質疑では、建設工事については医師宿舍の新築で、従来は指名競争入札で行っていたが、新たに公募型指名競争入札を導入して行った。医療機器については、100万円以上のものが約70件あり、そのうち指名競争入札が4件、またソフト開発費については16件あり、そのうち指名競争入札が2件であったとの答弁がありました。

次に2点目として、医業外費用の雑損失の中で診療報酬査定減、取立不納欠損金等があるが、診療報酬の査定減とはどういったときに生じるのか。また、不納欠損金はどのくらいかとの質疑では、診療報酬査定減については4,462万4,391円で、病院事業収益が220億円ほどあるが、毎月、社会保険支払基金、国保連合会に医療費を請求しており、その審査会で査定減が生じている。また、取立不納欠損金については722万3,000円で、未収患者が増えており、1日に2件ほどあり、最終的に1割から2割程度が取立不納欠損金となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、9議案とも全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、決算審査特別委員会委員長、林俊介。

議長（鈴木正道） 決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

24番（神子 功） 私は、決算審査特別委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、

議案第7号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定についてであります。

平成17年度旭市一般会計の決算は、平成17年7月1日に旭市・海上町・飯岡町・干潟町の1市3町が合併したことにより、平成17年7月1日から平成18年3月31日までの9か月の期間で合併年度の特異性を含んだものとなっており、また1市3町において構成された一部事務組合の会計についても、新市の合併に伴いまして一般会計に組み込まれたものとなっております。

一般会計の決算額につきましては、歳入で200億9,194万8,756円、歳出では187億9,841万998円、歳入歳出差引額は12億9,353万7,750円となったわけであります。そこで、決算審査の認定に当たりまして、今後の対応を含めまして若干討論をさせていただきたいと思っております。

歳入についてでございます。市税につきましては、予算現額36億7,813万6,000円に対しまして調定額54億3,363万4,383円、収入済額では39億5,850万2,470円、不納欠損額1億1,398万2,622円、収入未済額では13億6,414万9,291円となっております。

そこで、決算審査の中で不納欠損及び収入未済の大半を占めております市税の滞納者の傾向について伺いましたところ、旧3町については滞納者の分析を行っていなかったため判断ができないという回答をいただきました。旧旭市では、滞納者の傾向、分析を行い、税負担の公平性、自主財源の確保のために努力をされてきたわけであります。社会経済の多様化により、納税者の生活実態は変化してきているものと思っております。市税の徴収に当たっては、休日及び夜間納付窓口の開設や滞納処分について担当される職員の努力によりまして成果が上がっておりますが、税負担の公平性、自主財源の確保のために滞納者の傾向、分析を行うということ、収入未済額を減少させ不納欠損が生じないよう効果的な対応を望むものでございます。

なお、旭市行政改革アクションプランの取り組みの中で、市税徴収率の向上のための現年分の目標徴収税率が示されているわけでありますが、裏付けとなるデータをもとにした目標設定となるよう強く要望するものでございます。

歳出について申し上げます。主要事業につきましてはほぼ予定どおり取り組まれていたと、効果もあったものと判断しており、評価をするものでございます。しかし、歳出全体に言えることは不用額が多くなっております。平成17年度の決算審査で明らかになったことは、合併により予算を過大に見たとのことでございます。これはやむを得ないことと思っておりますが、中には、予算を組んであったものが執行されなかったものもございまして。

2款総務費、2目人事管理費、職員研修費委託料として、額はわずかでございますが、141万6,000円を当初計上されておりましたけれども、今回の決算では計上がされていない、いわゆる決算額には反映されておりました。つまり、執行しなかったということになるわけでございます。当初、考えがあって予算計上をしたと思いますし、職員研修、そして教育の場所をつくるということは非常に大切なことであり必要なことでございます。まして、合併をしたことを考えれば、職員の資質の向上を図る上で、これからますます必要になってくるものと考えられるわけであります。既に平成18年度は終了しているとのことでございますが、職員の研修、教育の場については充実していただくことを強く要望いたします。

次に、事業のいくつかにつきまして要望したいと思います。

2款総務費、8目電子計算費、電算システム統合事業につきましては、旧市町単独でそれぞれ運用していたものが、旧1市3町の庁舎すべてネットワークで張りめぐらされ、今まで旧旭市でしかとれなかった証明書等を旧3町でもとれるということが一つのメリットになったわけであります。また、統合したことによる経費の面から考えますと、答弁によりますと、10年くらいのランニングコストで5億7,000万円ほど有利であるという試算でございました。行政効率を高めるということを考えますと、システムが導入された後は、民間だと人を減らすことができ、作業効率もよくなるというのが一般的なことだと考えます。電算システムが統合されたことで行政効率を高める工夫をして、本来の住民サービス業務ができるよう努力していただきたいと望むものでございます。

3款民生費、1目社会福祉総務費、医療・福祉の郷づくり調査・研究事業ということで、当初57万8,000円が予算組みされておりました。平成17年度におきましては50万6,330円と、やや減額で決算を迎えております。これは今までも議論をしてきた経過がございますが、市長の政策の一つに掲げられている内容であり、調査研究事業費のさらなる検討を願うものでございます。

4款衛生費、2目予防費、老人保健事業で基本健康診査等の事業を行った結果、先ほども委員長報告にございましたように、基本健診で約1万2,000人程度の受診者があるが、27項目程度の検査を行う、異常なしと思われる方は3割から3割5分程度、6割5分から7割につきましては、どこかに必ず異常があるという結果が出ているようでございます。その結果、報告とともに保健師や栄養士から個別に話をしている。

また、がん検診につきましては、胃がんを見ると、受診者が4,000名程度で再検査が1割程度いる。それで、本当にがんだったという人は1名とのことでした。そこで、今

後、事業効果の欄につきまして、早期発見ということの意味合いから考えても、もう少し踏み込んだ内容を入れたらどうか考えていただきたいと思います。

次に、議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について討論をいたします。

一般会計同様に不納欠損及び収入未済の滞納者の傾向について伺ったところ、その内容は、平成17年度の不納欠損については、5年時効によるものが5,692万円、執行停止によるものが2,232万7,000円、即時消滅によるものが約2,000円で、合計7,924万9,000円となる。このうち5年時効によるものについては、なかなか理由の調査というものが難しい状況にある。はっきりと理由付けで分類できる執行停止についての内訳については、無財産によるものが50人で782万9,179円、生活困窮によるものが26人で250万5,260円、所在不明によるものが127人で1,199万3,017円となっているということでした。

滞納している方の職業別の分類につきましては、合併前の旧3町ではそういう分類をしていなかったということで、平成18年度からは調査を行い、まだ年度途中であるけれども、その状況については、なかなか滞納者との面接ができないため不明となっているものが約40%ある。一番多い職種が会社員、これが23.7%、会社員といっても国保に入る会社員なので企業としては小さい企業、事業者に雇われている方ということになるということで、次に多いのが無職や年金だけの方13.4%云々ということで答弁をいただいております。

社会経済の多様化により、納税者の生活実態は変化してきているものと思います。税の徴収に当たっては、税負担の公平性、自主財源の確保のために滞納者の傾向、分析を行う中で、収入未済額を減少させ、不納欠損が生じないよう効果的な対応を望むものでございます。

なお、平成19年度は国保税の見直しが予定されておりますので、適正な見直しをしていただくようお願いするものでございます。

最後に、議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について討論をいたします。

合併して平成17年度の事業が終了したわけですが、課題としては、未整備地域への対応、水道料金の統一の問題がございます。未整備地域の整備につきましては、本市の場合、非常に人口密度が低い部分があるので、1軒の家を加入していただくために大変な費用を要する場所等いろいろな問題があり、未整備の解消に当たっては、ループ化していく中でかなり解消できる、それらを含めながら検討を進めていきたいという答弁をいただいております。

また、水道料金の統一につきましては、現在、整備計画と基本計画を作成中であり、一部には8月に水道運営委員会に協議をしている、予定としては今月中さらに協議会を重ねて統

一の料金、整備計画を含めて運営協議会に諮っていききたいという答弁もございましたし、最終的には12月の定例会を目途に議案を上程したいというお考えをいただきました。

合併協議の中では、来年の4月から料金を統一するということになっておりますので、それに向けて事業を進めている答弁ということもございましたが、ここで申し上げたいのは、水道管の布設については、現在、旧旭市では個人負担が原則であるということで、一部負担であるとかあるいは密集地になっていたところについては、現在の考え方から違った方法で考えていく必要があるというふうに思っております。旧旭市の場合につきましてはすべて自己負担ということで加入を増やしていきたいけれども、合併を機に、配水管の延長、施設を整備、こういった効果が得られる場所については、健康上重大な場所、停滞水の解除等が図られる場所であれば、個人負担をしていかなくとも延伸ができるという協議をされているわけでございます。そのような話を伺っております。ぜひ、これらいろいろ課題もございませうが、引き続き検討が必要となるものでございませう。

市当局におかれましては、市民生活が安全で安心して暮らせる環境整備にさらにご尽力をさせていただきようお願い申し上げまして討論を終わります。

議長（鈴木正道） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第9号までの9議案について採決いたします。

議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は認定することに決しました。

議案第 4 号、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第 4 号は認定することに決しました。

議案第 5 号、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第 5 号は認定することに決しました。

議案第 6 号、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第 6 号は認定することに決しました。

議案第 7 号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第 7 号は認定することに決しました。

議案第 8 号、平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第 8 号は認定することに決しました。

議案第 9 号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第 9 号は認定することに決しました。

日程第3 常任委員長報告

議長（鈴木正道） 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において付託されました議案第13号、平成18年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第24号、専決処分の承認についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月21日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第13号の質疑について申し上げます。

重油価格の高騰による増額について、業者との契約内容、また業者選定はどうしているのかとの質疑では、契約の方法については、毎月、翌月分の重油の価格について見積もり合わせを行い、年間12回の契約をしている。また、業者の選定については市内及び市外の業者を指名しており、使用量が多いことから、一般的な小売価格というよりは製造メーカーとのタイアップというかたちで出してもらっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員異議なく原案のとおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

議長（鈴木正道） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において当委員会に付託されました議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、畜産振興費のバイオマスの環づくり補助金について、施設の面積的なもの、また将来的な効果はどうかとの質疑では、施設の建設場所については、干潟地区の溝原に県の養豚協会が持っていた敷地を予定しており、飼料製造施設ということで2,814平方メートルの建物を建設する予定である。また、付随して貯蔵タンク、ベルトコンベア等を整備し、総事業費は税抜きで約5億2,000万円、このうち2分の1が国から補助金として交付されるものである。将来的には、液状の肥料ということで、主にコンビニからの販売期限が切れている弁当を冷凍で現地に持ち込み、液状のえさにするもので、食品残渣というような捨てて堆肥にしていた部分を豚に給与して、それをまた食料にする、そうした取り組みが消費者のハートをつかみ、旭の肉を食べていただく、そういう取り組みということで考えているとの答弁がありました。

次に2点目として、農業振興費の飼料増産緊急対策事業について、来年度においても補助はするのかとの質疑では、この事業は、BSEが千葉県から発症したことで、飼料増産を県内で100%行うという知事のかげ声で急遽実施するもので、国が50%以内の補助金、県が15%、残りの35%を事業主体が補助するものである。

来年度においては、県の予算が上乗せできない情報もあることから断言はできないが、国は飼料増産について力を入れているので、国の予算は確実にあると思われるとの答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑について申し上げます。

勤労青少年ホームを廃止するに当たり、財産処分ということで国や県への返還金が必要だということであるが、どの程度残っているのかとの質疑では、補助金の返還については、国庫支出金等返還費ということで299万4,000円を計上している。廃止に当たっては条件があり、

取り壊し費用が残存価額より高い場合は補助金の返還はないが、低い場合には返還が生じることになり、取り壊し費用がどの程度かかるかは入札をしてみないと分からないが、1,600万円から2,000万円程度と考えると、452万1,000円を残存価額として返還金を積算し計上した。返還金については、あくまでも入札結果によるものなので、80万円から200万円の幅の中で推移するものと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

平成18年9月28日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。
議長（鈴木正道） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において付託されました議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月25日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、教育費の小学校施設改修工事は、海上支所転落事故を受けて各学校の危険箇所を改修することであるが、どんな工事をするのかとの質疑では、学校20校すべて点検を行い、腰板の部分が低く窓をあけると転落する可能性がある廊下や踊り場に手すりの設置や、湿気が多い時に結露で廊下が滑りやすくなるので、その床の対策、また使用禁止となっている遊具の補修等であるとの答弁がありました。

次に2点目として、中学校施設改修工事については、アスベスト関係の工事と聞くがどん

な工事をするか、また人体への影響はないのかとの質疑では、工事請負費の内容であるが、アスベストを除去する工事ではなく、化粧ボードでアスベストを仮設的にふさぐ応急措置である。また、応急措置する前にアスベスト調査を行っており、アスベストが飛散していないか空気中の濃度を調査し、その結果、全く問題のない報告を受けているが、大規模改修等でアスベストを除去する際には慎重に対応して、完全に除去する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

保険給付費の葬祭費について、10万円から7万円に下がっているが今後どうなるのかとの質疑では、合併時において旧干潟町のみが10万円、ほかの1市2町が7万円で、サービスは高くということから10万円に統一されたものであるが、国保の全国平均が5万円ということで、非被用者保険については国保との均衡の観点から5万円に統一されている。今回の改正については、急激な低下を避けることから7万円となったわけであるが、今後については、政策的な部分があり、また医療費の動向や税率の改正の時に併せて考えていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 林 俊介 登壇）

総務常任委員長（林 俊介） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において付託されました議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定について、議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

について、議案第21号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第22号、財産の取得についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月26日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査の内容についての質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号についての主な質疑について申し上げます。

地方債の補正ということで、海上中学校建設事業費が9,390万円ほど増えているが、その理由は何かとの質疑では、当初は義務教育債で予定していたが、合併特例債の同意を得たので充当率が上がり、そのため起債の額を増やしてもよいとの同意が得られたので、その分の金額を上乗せしたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第14号の主な質疑について申し上げます。

合併協議会の中で特別職の報酬等の審議を行い、昨年7月から施行されて、まだ1年3か月ほどの期間でこのような条例を出した理由は何かとの質疑では、確かに合併協議会において、合併後もこの金額でお願いしたいという意見はいただいているが、長の判断により今回提案させていただいているとの答弁がありました。

次に、議案第15号についての主な質疑について申し上げます。

非常勤の職員の報酬等の中で、産業医はどういう活動を行うのか。また、常時50人以上の労働者がいる事業所ということであるが、50人に満たない事業所はどうしていくのかとの質疑では、産業医の職務内容は、労働安全衛生規則に定められており、主として健康診断結果に基づく事後指導、事業所内の環境、病気による休暇取得者の職場復帰に当たっての助言や指導等である。また、50人に満たない職場については、本庁に産業医がいるので、それら全体を含めて指導していただく方法を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、総務常任委員会委員長、林俊介。

議長（鈴木正道） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

24番（神子 功） 私は、建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場から若干討論をさせていただきます。

今回廃止されますこの施設につきましては、設置の目的として、中小企業等に働く青少年の福祉の増進及び健全な育成を図ることにより勤労意欲の高揚を助成し、もって労働生産性の向上に資するために設置をされたものというふうになってございます。また、事業の内容につきましては三つほどありまして、一つは、講習会、講演会、読書会、音楽会、その他各種養成講座の開催、二つ目には、健康、体育及びレクリエーション活動の指導促進、三つ目には、職業及び生活の指導及び相談等というふうになっているものでございます。これは当委員会で議論もさせてもらいましたけれども、昭和50年に設置をされまして、今日まで職員の方々、関係の方々については大変ご努力をされてきたというふうに判断をしております。

しかし、振り返ってみますと、この施設につきましては、旧あさひ荘がございまして、そのわきに設置をされ、半ばあさひ荘の施設のおふる場というようなことの利用の方が多かったのではないかという、そういった感がございます。したがって、この設置の目的につきましては、やや設置以外のものに利用され、そして利用促進ということで大変苦慮された施設というふうに私は考えるものであります。今回この施設が条例を廃止するということで、やはり市当局におかれましては、廃止に当たりまして、この施設が有効的に使われてきたか

どうか、そしてその内容はどうかであったかという検証をしながら評価をして、この次の、現在は合併しておりますけれども現在ある施設に対して、老朽化も進んでいる施設もありますし、全体的に考えた場合に施設の有効利用ということで、この反省をもとに努力していかねばならないというふうに考える一人であります。

私の判断では、そういった意味で残念ながら設置の目的、事業を考えたときには必ずしも有効利用されていなかったというふうに思いますし、利用促進を図ってもなかなか努力によって報いられるような状況ではなかったというふうに判断をする一人ですが、この勤労青少年ホームの廃止によりまして、この後、施設の取り壊しというものがございしますが、この跡地利用につきましてはパークゴルフ場になるわけでございます。そういったことを考えますと、やはり設置するものにつきましては有効利用ということで真剣に慎重に考え、そして市民のニーズに応えられるようなそういう施設であってほしいというふうに考える一人でございます。

したがって、公共施設等につきましては有効活用できますよう、ぜひこの廃止に伴いましてもう一度十分な検証、そして評価をしていただくようお願いを申し上げまして、討論に代えさせていただきます。

議長（鈴木正道） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第10号から議案第22号までと議案第24号の14議案について採決いたします。

議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議案第12号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

議案第13号、平成18年度旭市病院事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

議案第16号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

議案第18号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

議案第21号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

議案第22号、財産の取得について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

議案第24号、専決処分承認について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第24号は承認することに決しました。

日程第5 常任委員長請願報告

議長(鈴木正道) 日程第5、常任委員長請願報告。

これより建設経済常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 向後和夫 登壇)

建設経済常任委員長(向後和夫) 建設経済常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において当委員会に付託されました請願第4号、WTO農業交渉に関する請願について、請願第5号、「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願について、請願第6号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月22日付託議案の審査終了後、紹介議員と参考意見を聴取するために農水産課、商工観光課の出席をいただき、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では特に質疑等はなく、別紙報告書のとおり、3請願とも全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年9月28日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

議長(鈴木正道) 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑、討論、採決

議長(鈴木正道) 日程第6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより請願第4号から請願第6号までの3件について採決いたします。

請願第4号、WTO農業交渉に関する請願について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

請願第5号、「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第5号は採択と決しました。

請願第6号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第6号は採択と決しました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時 6分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 議案上程

議長（鈴木正道） 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案であります。

また、本日、発議案が提出されました。提出されました発議案は、発議第1号、WTO農業交渉に関する意見書の提出について、発議第2号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

ただいま、追加議案並びに発議案に伴う日程の追加について議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、神子委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

神子委員長、ご登壇願います。

(議会運営委員長 神子 功 登壇)

議会運営委員長(神子 功) 午後1時より議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私の方よりご報告申し上げます。

追加議案は、本日、市長より提案のありました議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案と、本日提出のありました2発議案、発議第1号、WTO農業交渉に関する意見書の提出及び発議第2号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてであります。

本日追加されました議案第25号と発議第1号及び発議第2号の2発議案の議事日程について協議をした結果につきましては、お手元に配布のとおり、この後、追加日程第1、議案第25号を上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、この補足説明は財政課長を予定しております。また、議案審査については、委員会付託を省略して直接審議でお願いしたいと思います。追加日程第4、質疑、討論、採決、追加日程第5、発議第1号及び発議第2号の発議案を一括上程いたします。追加日程第6、提案理由の説明、この提案理由の説明は発議第1号及び発議第2号とも向後和夫議員を予定しております。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上のとおりであります。

以上で協議した結果についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木正道） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第25号の1議案と発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本議案及び発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議案上程。

議案第25号の1議案を上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第25号は、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ6億7,130万円を追加し、予算の総額を261億3,130万円とするものであります。

今回の補正は、小・中学校施設の地震補強などの改修工事及び屋内運動場改築工事を実施するため行うものです。

歳入の主な内容は、地方交付税に4,550万2,000円、国庫支出金に1億6,649万8,000円、繰入金に6,400万円、市債に3億9,530万円を追加するものであります。

歳出については、教育費に6億7,130万円を追加するものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議の上ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 議案の補足説明

議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第25号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

財政課長（高埜英俊） 議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

今回の補正は、今年度実施いたしました小・中学校施設の耐震診断調査の結果により、地震補強工事が必要となる学校施設のうち、干潟小、共和小、豊畑小、飯岡小、それに干潟中の5校の校舎の地震補強と併せて大規模改造工事を、共和小、豊畑小の2校の屋内運動場の地震補強を実施するものです。加えて、第二中学校の屋内運動場は改築工事を実施するものです。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ6億7,130万円を追加し、予算の総額を261億3,130万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であります。内容は4ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正であります。内容は5ページの第3表で説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、事項別明細書により説明いたします。

4ページです。

第2表の債務負担行為補正は、追加で、小・中学校施設の改修及び改築工事を平成18年度と平成19年度の2か年にわたって実施するものです。

上段から7行目までは、各小・中学校の校舎及び屋内運動場の改修事業、8行目は第二中学校の屋内運動場の改築事業に係るものです。この金額は、平成19年度分の予定額でありまして、これに今回の歳出の補正額を加えたものが全体事業費となります。

5ページです。

第3表の地方債補正は、追加で、各小・中学校の校舎及び屋内運動場の改修事業、第二中学校の屋内運動場の改築事業に係る地方債で、総額3億9,530万円を計上いたします。金額

は、今回の歳出の補正額に対応するものです。

飛んで9ページです。

9款1項地方交付税の普通交付税4,550万2,000円の追加は、7月本算定の決定額から、先ほど議決をいただきました補正予算(第1号)までに計上いたしました65億3,336万6,000円を差し引いた残りのうち、4,550万2,000円を補正財源として使うものでありまして、これにより留保額は59万円となります。

13款国庫支出金、5目教育費国庫補助金1億6,649万8,000円の追加は、小・中学校施設の改修及び改築事業について、安全・安心な学校づくり交付金を計上するものです。

17款繰入金は、財政調整基金から6,400万円を繰り入れるものであり、今回の補正財源として必要な金額を追加するものです。

10ページです。

20款市債は、3億9,530万円の追加であり、第3表で説明したとおりです。

以上で歳入の説明は終わりました、次に歳出です。

11ページです。

10款2項1目学校管理費の小学校施設改修事業4億4,238万5,000円の追加は、干潟小、共和小、豊畑小、飯岡小の校舎の地震補強、大規模改造工事と、共和小、豊畑小の屋内運動場の地震補強工事を行うものです。金額は、今年度の出来高予定分として全体事業費のうち約40%となります。

3項1目学校管理費の説明欄1番、中学校施設改修事業5,793万9,000円の追加は、干潟中学校校舎の地震補強、大規模改造工事を行うものです。金額は、今年度の出来高予定分として全体事業費のうち約40%となります。

12ページです。

説明欄2番、第二中学校改築事業1億7,097万6,000円の追加は、屋内運動場の改築工事、これは建て替えを行うものです。金額は、今年度の出来高予定分として全体事業費のうち約40%となります。

13ページです。

本表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。今回の補正額は、教育債に3億9,530万円を追加することにより、平成18年度末現在高見込額は262億9,191万4,000円となるものです。

以上で議案第25号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

追加日程第4 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） おはかりいたします。議案第25号は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は直接審議することに決しました。

追加日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

議案第25号について質疑に入ります。質疑はありますか。

神子功議員。

24番（神子 功） それでは、議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決につきましてご質疑申し上げます。

全員協議会でも説明をいただきましたし、ただいま説明をいただきましたが、今回の補正につきましては、県からお話をいただきまして従来なかった予算が見込めるというようなことで、全体の予算の40%について予算を組んだというような内容の説明がございました。今回の事業につきましては、あらかじめ検討はされているわけでございますけれども、補正を見込めるということで40%の事業費を盛り込んでおりますけれども、あまり慌てるということになるといい仕事ができないと思います。そういう懸念があるわけでございますが、この40%を見込んでこれが通過いたしましたら、今年度どのような日程によってこの40%の事業について推進をしていくものなのか、検討がされていればお願いしたいし、検討がなければ慎重を期すということで必要かと思えます。その点お伺いいたします。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（在田 豊） これからのこれら事業の進め方でございますけれども、本日これで補正を可決いただけたならば、すぐに実施設計の方に入りたいと思います。それで、実施設計の委託業務を待ちまして、できる限り早急に工事発注ということになるわけでございます

が、ただいま神子議員が言われるように、年内の40%という事業見込みによって補正をお願いしているわけですが、年度末に40%そのものの完成は非常に難しいということは承知しております。

それで、できる限り年度内工事を進めていくわけですが、この40%を計上させていただいたというその理由につきましては、2か年継続で事業を実施していく場合に、初年度40%、次の年に60%という補助金の認定を受ける際の補助金そのものを継続していく場合のルールみたいなものがございまして、初年度で40%を計上させていただいているところでございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

明智忠直議員。

16番（明智忠直） 一、二点ちょっとお聞きしたいと思います。

1点目は、平成18年、19年度にこの事業が行われるわけでありまして、本年度40%、来年度60%というようなことで、歳入について、40%、60%の割合で来年度も国庫補助金と交付税の確約ができていのかどうか。それでまた、本年度だけでも3億9,530万円、一般会計というより市債として扱うわけありますので、この市債について来年度以降、ある程度の国庫補助金、県補助金とか、そういうものの追加措置といいたいまいしょうか、そこら辺ができるのかどうか、そういう見込みはどうなんでしょうか。その2点をお聞きしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（高埜英俊） まず、国庫補助金、それから地方交付税の関係でございますけれども、今年度に補助金の採択が得られれば、補助金の方は来年も大丈夫だろうと思っております。それから地方交付税の方ですが、これは一般財源でございますので、来年度分はその分として別にきちんと予定しておかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） 市債の部分は、今後、交付税以外にその措置をとられるような見込みというものはないんですか、ほかの財源で。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（高埜英俊） 答弁漏れがありまして申し訳ございません。市債の関係についてお答えいたします。

一般の改修部分については、財源措置、交付税の措置とかそういうものは市債にないのですけれども、第二中学校の改築事業につきましては、危険校舎の改築ということで交付税措置があります。これは充当率が90%なんですけれども、その元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額にカウントされるということになっております。ですから、来年度もそれは引き続いて行われるというふうに考えております。

以上です。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

滑川公英議員。

8番（滑川公英） 4ページの8物件ですけれども、簡単なことなんですけれども、建築年をお聞きしたいと思います。

それと、これは耐震のことでこういうような話になっているんですが、コンクリートの校舎であれば法定耐用年数というのは47年なものですから、多分ほとんどがそれに近くなっていると思うので、そのほかのものにつきましても耐用年数に近いものであれば、耐震診断が例えばOKになっていても使い勝手が悪くて、少子高齢化の中で生徒、小学生児童のためにもならないと思うので、その辺も踏まえまして、ぜひ耐用年数に近いものはやはり早く改築していただければ幸いですと思うんですが、その建築年月日をちょっとお願いします。

議長（鈴木正道） 滑川公英議員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（在田 豊） それでは、干潟小学校の校舎から申し上げます。

干潟小学校の校舎につきましては、昭和48年、それから一部55年ということでございます。

それから、共和小学校でございますが、共和小学校の校舎につきましては昭和40年、43年の2回に分けて工事が実施されております。それから屋内運動場でございますが、これは昭和54年でございます。

それから、豊畑小学校でございますけれども、豊畑小学校の校舎につきましては、昭和43年でございます。それから、屋内運動場につきましては昭和56年でございます。

それから、飯岡小学校でございますが、飯岡小学校は昭和52年でございます。

それから、干潟中学校でございますが、干潟中学校は昭和39年と一部46年に増築をしたものがございます。

それから、第二中学校の体育館でございますけれども、昭和44年でございます。

以上でございます。

(「どうもありがとうございました。」の声あり)

議長(鈴木正道) 滑川公英議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 議案第25号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

議案第25号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

追加日程第5 発議案上程

議長(鈴木正道) 追加日程第5、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

追加日程第6 提案理由の説明

議長(鈴木正道) 追加日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、向後和夫議員、ご登壇願います。

(20番 向後和夫 登壇)

20番(向後和夫) それでは、発議第1号及び発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、WTO農業交渉に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

WTO農業交渉に関する意見書(案)

WTOドーハラウンド交渉は、農業、非農産品市場アクセス、サービスなど全分野について本年未までに最終合意がなされるよう集中的な交渉が行われましたが、各国の意見の隔たりが縮まらず、当面交渉は暗礁に乗り上げています。

WTO農業交渉は、21世紀のわが国の「食」と「農」の根幹を左右しかねない、極めて重要な課題です。このような危機感から、JAグループは今次ラウンド交渉が開始される以前から「多様な農業の共存」を基本理念に掲げ、わが国農業が果たす多面的機能について、国民各界各層から、広範な理解と支持が得られるよう全力を上げた取り組みを展開してきました。

今後、情勢はますます厳しいものとなっていくが、食料自給率が著しく低いといったわが国など食料輸入国の共通の事情が十分配慮されるとともに、多くの人口を抱えるなかで、小規模家族農業者によって展開されているアジア・モンスーン地域の農業が持続的に発展できるよう、下記により要請する。

(1) 農業の多面的機能など非貿易的関心事項を具体的に反映したモダリティを確立し、消費者への安全・安心な農産物の供給を将来にわたって可能にされたい。

(2) 開発途上国の都市と農村の貧困を直視したモダリティを確立し、全ての国の農業の共存を可能にされたい。

(3) 各国が抱えるセンシティブ品目の国境措置に関して柔軟な取り扱いを認めるとともに、上限関税の導入を断固阻止し、輸入国の懸念に十分配慮した農産物貿易ルールを確立されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利

等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）。

現在、公定歩合が年0.10%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代のわが国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利（年15～20%）でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2%（日賦貸金業者及び電話担保金融は、年54.75%）という超高金利での営業をしています（所謂「みなし弁済」）。

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付けに「みなし弁済」の適用はないと判示し（最判平成17年12月15日）、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対してもその主張を退けたところです（最判平成18年1月13日）。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸付けに「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや、貸金業規制法43条の存続意義は認められないと言えます。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は、両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っているのです。また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の23.8%を占めています。余裕資金のない中で、突発的な出資に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法43条の存続意義がなくなっただけで、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

1. 下記のとおり、出資法及び貸金業規制法を改正すること。

(1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること

(2) 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること

(3) 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上です。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（鈴木正道） 向後和夫議員の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第7 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第7、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号、WTO農業交渉に関する意見書の提出について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

発議第2号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第7 事務報告

議長(鈴木正道) 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 増田雅男 登壇)

総務課長(増田雅男) それでは、篤志寄附を受納しましたのでご報告いたします。

1、金20万円を旭市育英資金として、旭市三川4623番地9、柴山美代子様より、平成18年8月7日受納いたしました。

なお、この方は元市内中学校校長の奥様でございます。

1、ワンタッチテント一張(10万円相当)を旭市立共和保育所の備品として、旭市鎌数355番地、伊藤宏様、旭市新町756番地2、加瀬章様、旭市琴田3397番地1、高安哲夫様、旭市鎌数3875番地、薄田春男様の方々より、平成18年9月15日受納いたしました。

なお、この方々は共和保育所後援会の役員の皆様でございます。

以上で事務報告を終わります。

議長(鈴木正道) 事務報告は終わりました。

日程第6 閉 会

議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時44分